平成２４年（フ）第５７号
福岡市博多区西月隈１丁目14番77号
債務者　宮部喜美代
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２６４号
熊本市中央区渡鹿５丁目12番32号
債務者　岩崎　博行
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７６号
熊本市中央区国府４丁目４番３－302号フォルム水前寺南、前住所熊本市中央区国府４丁目２番５号
債務者　河野義孝こと　河野庄三朗
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２１号
福井県あわら市舟津43―14　ノースウィング201、住民票上の住所福井県あわら市西温泉２丁目710番地
債務者　三宅　孝司
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
福井市上野本町新806番地　上野団地Ｂ棟108号
債務者　今田美智子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
岐阜市都通２丁目２番地本郷ハイツ409号室
債務者　富岡　一海
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
岐阜市都通２丁目２番地　本郷ハイツ409号室
債務者　富岡由海こと　トミオカ　レオノールラモス（ＴＯＭＩＯＫＡ　ＬＥＯＮＯＲ　ＲＡＭＯＳ）
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１４号
広島県神石郡神石高原町小畠2761番地３
債務者　上川美千子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２３号
福島県石川郡古殿町大字松川字大原194番地２、前住所神奈川県相模原市緑区青山315番地３
債務者　井丸　富夫
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
福島県石川郡古殿町大字松川字大原194番地２、前住所神奈川県相模原市緑区青山315番地３
債務者　井丸　淳子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
三重県鈴鹿市徳居町453、住民票上の住所三重県亀山市関町木崎110番地３
債務者　徳田　　修
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７４号
三重県鈴鹿市国府町14番地の49
債務者　米川　直輝
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７７号
三重県鈴鹿市西条８丁目64番地　桜マンションⅡ１－Ｄ、前住所三重県鈴鹿市神戸８丁目33番27号
債務者　天野　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８０号
三重県津市高茶屋１丁目８番３号
債務者　三味　竹一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７４号
滋賀県蒲生郡日野町松尾１丁目46番地　雇用促進住宅ひの宿舎２棟306号
債務者　岩﨑佐智子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３７４号
神戸市東灘区渦森台２丁目14番205号
債務者　青山　恭子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１２号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目２番２号　アルテ魚崎402号
債務者　山野　信典
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
神戸地方裁判所第３民事部